

# 令和2年11月市議会定例会一般質問通告全文

12月14日(月)

★通告順位	1-1	大井 俊彦
★件名		緊急時の予算編成と主要施策について

新型コロナウイルスが蔓延する中で、市は現在新年度予算編成作業を行っている。市長は、こうした緊急時の予算編成にあたってはどう考え、どう対処していくのか、大変重要な局面を迎えている。

平常時と今回のような緊急時では予算の編成の仕方が異なってくると思われる。平常時においては、基本的に予算総計主義(地方自治法第210条)、会計年度主義(地方自治法第211条)に基づき、年度内に市が執行する予定の予算をすべて計上し編成することとしている。

しかし、緊急時における市の予算編成においては、国、県の補正予算作業等の動向を見つめながら作業を進めていかななくてはならない。どこまで国、県が対応し、どこまで地方公共団体の財源を裏付けしてくれるのか、市としても、コロナという危機に向かい合いながら、対応していかなければならない。

市では、前述のことも含めた「令和3年度各会計当初予算編成方針」を定めている。当方針では、限られた資源(予算・人材・資産)の中で、将来にわたり効果的かつ継続的にサービスが提供できるかを十分に検討するよう指示をしている。

以上のことを鑑み新年度予算と主要施策について以下質問する。

- 1 予算編成方針では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、税収の増が見込めないとしているが、現時点における主要税目の収入見込みを前年比較で示していただきたい。
- 2 戦略プロジェクトを推進するにあたり、施策の選択と集中を図ることとしているが、かなり厳しい作業となることが予想される。これについて、基準的なものは示しているのか。また、その判断はどのようにするのか。
- 3 厳しい予算編成となることは必至であるが、その中でも特徴的で主要な施策はどのようなものがあげられるか。また、それによる成果、効果をどのように期待しているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	1-2	大井 俊彦
★件名		行政のデジタル化推進について

国では、デジタル庁の創設に向けて準備を進めているところである。

そして、現在、注目されている行政手続きのオンライン化ですが、全国で意欲的に

取り組む自治体が増えてきている。

令和元年度に施行された「デジタル手続き法」を転機に、紙からオンラインへと舵を切っている。直近では、新型コロナウイルスによる影響や国の方針に行政デジタル化が盛り込まれたことなどを受け、予定より前倒して検討に入っている動きがある。

牧之原市では、現在どのような状況なのか以下質問する。

- 1 現在の行政手続きオンライン化の取り組み内容、今後のスケジュールについて伺う。
- 2 オンライン化を予定している業務内容を伺う。
- 3 オンライン化導入による効果をどのように見込んでいるか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	原口 康之
★件名		市のスポーツ振興策について

国や県の取り組みを受けて、『第2次牧之原市総合計画』をもとに「牧之原市スポーツ推進計画」が現在進められている。

私自身も過去の一般質問で、市の推進計画についてお聞きしている。スポーツを通じて目指す社会の姿には、青少年が健全に育ち他者との協同や公平さと規律を重んじる社会や、地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会、健康で活力に満ちた長寿社会等があるといわれている。

しかし、我が牧之原市においては、急速に進む少子高齢化、地域社会における人員や人材不足、人間関係の希薄化など様々な問題を抱えていると思われ、社会においては新型コロナウイルスにより「新しい生活様式」のガイドラインを守る生活も続いている。スポーツに触れ合う機会【見る】ということで挙げられるホストタウン推進事業やウェイブプールを核とした広域観光交流促進事業も2020東京オリンピック・パラリンピックが延期され、ウェイブプールは完成間近と聞くが水を差された感じが否めない。

以上の状況から以下3つお聞きする。

- 1 「健康づくりのためのスポーツ推進」について

「牧之原市スポーツ推進計画」において、市民一人1スポーツ実践事業の意見交換会の意見から「・もっと運動したいが、どこへ行けばいいかわからないママが多い。」という意見が出されている。令和2年度の牧之原市 市民意識調査(20)30分以上の運動を週に何日しているかの間に女性の半数が「ほとんどしない」と答えている。また、20代、30代、40代、50代のおおよその半数以上が「ほとんどしない」と答えている。市のスポーツ推進計画が策定されて以降、市民意識調査全体の半数が「ほとんどしない」と答える変わらない現状をどう捉えているか。また、実施する事業が市民にどのように広報、周知しているか伺う。

## 2 地域スポーツの拠点、相良総合グラウンドの芝生化について

過去の一般質問においては、市スポーツ推進審議会の建議にあった予算の確保について模索している答弁だったが、その後の進捗は。また、放射線防護施設を兼ねるエアージェルターを配備した体育館施設を整備する説明があったが、どのような体育館か伺う。

## 3 ホストタウン推進事業及びウェイブプールの活用について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外からの来訪者の減少など社会状況が著しく変化していく中、ホストタウン推進事業やウェイブプールを活用したスポーツの振興、観光推進の取り組みなどについて、今後、どのように展開していくのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2 - 1	濱崎 一輝
★件 名		人材確保支援及び市内活性化について

厚生労働省と文部科学省が、来年春に卒業する予定の大学生の就職活動について、全国 62 の大学に通う 4,700 人あまりの学生を抽出して調査したところ、10 月 1 日時点での就職内定率が 69.8%という結果が出た。

地域別でも静岡県を含む中部地方では、67.9%で昨年よりもマイナス 6.5 ポイントとなっており、新型コロナウイルス感染症が学生の就職活動にも大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。

このように、コロナ感染症の拡大に伴い学生の就職活動は大変厳しく、大きく様変わりしている。これは、大学生に限定されたものではなく、短大や専門学校生においても同様の傾向が見られる。

これまで当たり前に行われていた企業説明会はWebセミナーに、対面での選考面接はWeb面接に代替されている。

同時に、コロナ感染症の影響は学校の授業にも影響を与え、多くの大学が学校内への立ち入り制限を行っており、授業のみならず学生への就職支援もWebでのオンライン相談や電話やメールでの相談が急増している。

このような新しい就活様式には、学生のみならず支援する側や採用する企業側にとっても不慣れな点が多く、それぞれ多くの不安や課題を抱えており、民間や自治体の支援が必要になっているのが現状である。

このようなコロナ禍での就活の大きな変化として、都市部の学校に通っている学生が、コロナ感染症の終息が見通せないことで、感染リスクの高さや生活に制限のかけやすい都市部での就職ではなく、地方への「U・I・Jターン」就職を希望するようになってきている点があげられる。

学生は、情報が沢山あり充実したポータルサイトを利用しており、多くの企業情報や市町の情報が得られる自治体へのオンライン相談が増えてきている。

次に、即戦力となる新たな人材を呼び込み、市内活性化に繋げる移住・定住につい

てである。

移住・定住には、これまで住んでいた場所から居を移し、その場所を新たな住み家として、その土地に住むことを前提としているため、そう簡単には決められないという大きな理由がある。

そんな中、コロナ禍において移住・定住に対する若者の意識に変化がおきている。

ある民間企業が「地方移住に興味がある」という 20 代～30 代の 500 人にアンケート調査を行ったところ、現在の仕事を続けながら移住を模索する様子が見られた。

コロナ禍において、社会情勢や企業を取り巻く働く環境の変化により、オフィスがなくなり通勤という概念がなくなるのであれば、仕事を変えての移住・定住に比べ、リスクの低い「二拠点居住」であれば地方に住みたいという考え方が増えてきているということである。

地方への完全移住となる定住には抵抗があるが、プチ移住的な二拠点居住であれば、市内への移住のハードルも下がり永続的ではないかもしれないが、都市部の感性が豊かな若者が市内に滞在し、地域住民と交流することで市内の活性化につながっていくと考える。

また、若者の移住・定住を促すためには、テレワークができる環境を整えることが大前提で、いろんな場所への Wi-Fi 設置と共にいろんなコンセプトを持った仕事ができる場所の確保をしていくべきである。

そのため、シェアオフィスやコワーキングスペースの確保、企業へのサテライトオフィス誘致など、スピード感を持って速めていく必要性を強く感じる。

それは、コロナ禍だからこそ、移住・定住に対する若者の意識が前向きに変化しているこの機を、チャンスと捉えていくべきだからである。

そこで、以下の点について伺う。

## 1 新卒学生の就活支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で、全国の新卒学生の就職活動は大きく様変わりし、都市部の一極集中から地方での就職を希望する学生が増えてきている。そこで、市としてはこの状況をどのように捉えているのか伺う。
- (2) 地方企業にとっては、コロナ禍の影響で優秀な人材を獲得できる機会が増えていくことが予測されるが、慣れない状況下で学生が安心して U ターン就活ができるよう、学生と企業の間に入り支援していくのが行政の役割と考える。そこで、都市部を中心とした本市出身の学生に対してどのようなアプローチをしていくのか伺う。
- (3) 本市から県外に進学していく学生を呼び戻す U ターンだけではなく、新たに都市部などから本市へ移住し就業を促す I ターンや、故郷に近い地方都市への移住を希望し就業する J ターンについてどのように考えているのか伺う。

## 2 市内活性化につながる移住・定住について

- (1) 都市部から地方への移住・定住を希望する人の中には、今の仕事をそのまま続けながら完全な移住・定住ではなく、二拠点居住を希望する人が若者を中心

に増えてきているが、市としてはこの動向をどのように捉えているのか伺う。

(2) 若者の移住・定住にはテレワークが可能であること、都会からのアクセスが良好であることなどの上位条件がある。自宅でのテレワーク以外にも地方での働き方を選択する人の中には、地方ならではの働き方を模索し、移住・定住場所を決める傾向もある。そこで、市内のシェアオフィスやコワーキングスペースの整備状況や、サテライトオフィス誘致の進捗状況について伺う。

(3) テレワークが進むことで、都市部の会社に在籍しながら地方での生活が可能になるが、自宅に個室を持ってない、コロナ感染症の感染リスクが心配でシェアオフィスやコワーキングスペースなど不特定多数の人が出入りする場所には抵抗がある。このような不安を抱えている人の悩みを解決していくことも、若者の移住・定住の促進には必要不可欠だと考えるがいかがか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 1	鈴木 長馬
★件 名		牧之原市市道が安全に通行できるための施策について

牧之原市市道において、舗装がはがれて陥没箇所車両が落輪し、タイヤがパンクし、またホイールが傷ついたとの事故報告が11月11日における常任委員合同協議会であった。

このような事故は市内全域の市道において発生が考えられ、車両による落輪だけでなく、バイクや自転車通学の学生が事故に合い、人身事故につながることも考えられる。

このような事故を防止するため、安全な走行に向けて道路の補修工事が各道路で施行されている。その中において、今年度3件の事故報告があった。

市として、道路状況の把握のため、月3回市内全域の道路パトロールを実施し、管理を行っている。現状での対応で事故防止と、安全が保たれるのか、新たな方策は考えているのか。また、陥没の発生する原因等、以下に伺う。

### 1 市道の陥没箇所について

- (1) 年間の陥没箇所は何件か。また、補修工事費は。
- (2) パトロールでの発見件数は何件か。
- (3) 6カ月間で3件の事故は例年と比較し、多いのか。

### 2 陥没する原因等について

- (1) 地盤が局地的に弱いので発生する件数及び原因の把握は。
- (2) 局地的にアスファルトの強度が低下する件数は。
- (3) ヒビ割れが周囲に広がらないような適度の交通量による件数は。  
(原因別件数により対処の方法が考えられると思われる)

### 3 陥没発生が予測される箇所への対処について

- (1) 防止するための対処の方法は。

(2) 陥没箇所の補修方法は。

(3) 補修完了までの過程は

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-2	鈴木 長馬
★件名		ドローンを安全に使用するための市の対策について

ドローンは近年空撮や、各種の点検、物流などの幅広い用途への利用ができると考えられる。またレジャー用にも個人での使用が見受けられ、事故等が発生している現状もあり、多発すれば厳しい規制がかけられ、ドローンの使用は制限されることも考えられる。

ドローンは無人小型航空機として分類されていて、それにより航空法の規制の対象となり、以下の場所においてはその使用が禁止されている。

- 1 空港やヘリポートなどの施設また周辺の上空
- 2 水面または地面から 150m以上の高度
- 3 国勢調査によって定められている人口集中地区の上空

近年発売されているドローンは障害物検知や回避能力もあり、自動で離陸して帰還する機能を備えた安全性が進んでいる機種もある。

空を飛行するため、浮遊物や突風、機体の故障などによる墜落事故を安全に防ぐことは難しく、また守らなければならない飛行方法もある。安全に飛行できるよう条例を作り、産業用またレジャー用に安心して使用できる地域、条件等を定め、ドローン使用による効率、あるいはレジャーの用途で地元で利益が発生することも考えられる。

他の県、市のドローン条例を見ると公園上空の使用制限等があり、使用可能範囲等が一部の市がある。

ドローン条例を制定することにより、農業や各種上空からの調査、災害対策用、レジャーに対応することができると想定される。このことから以下について伺う。

- 1 ドローンの使用可能区域図の作成について
- 2 ドローンの使用資格について
- 3 ドローンの使用に関する条例制定は。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-1	村田 博英
★件名		坂口谷川水系の治水について

国は 2011 年に発生した東日本大震災の教訓を生かし、人命の保護、国家の機能が致命的な障害を受けず持続可能なものとする国土強靱化基本法を 2013 年 12 月に成立

させた。また、ソフトとハード施策を組み合わせる即ち水害や津波に備えるため河川や海岸の堤防整備、災害マップや避難訓練を本格的に始めた。

基本方針は人口減少、インフラの老朽化に対し財政資金の使用に配慮し重点化を図るとされている。

二級河川坂口谷川は高尾山、高根山、龍眼山、牧之原台地南端の山に降った雨が旧榛原町や細江区の雨水と共に5本の用水を通じ流れ込んでいる。

昭和46年の静岡新聞に掲載された元静岡鉄道駿遠線根松駅付近の洪水報道、爾来60年を経て念願の治水工事が始まった。以下をお伺いする。

- 1 沢垂川総延長約2キロの治水工事完成まで概算9年、総工費は9億円ということであるがその財源はどのようなになっているか伺う。
- 2 坂口谷川は川床が浅く流量変化対応はどのようなになっているかその調査内容、調査機関と調査費用を伺う。
- 3 坂口谷川水系の河川整備計画によると50年に一度規模の降雨に耐え得る整備とあるが具体的にはどのぐらいの降雨災害なのか、例えば線状降水帯にはどうか。  
(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-2	村田 博英
★件名		脱炭素化に対する市の施策は

衆院は11月地球温暖化対策に国を挙げて取り組む「気候非常事態宣言」の決議を採択した。また首相は国会冒頭に2050年までに温暖化ガス排出量ゼロの目標を掲げた。国会議員の超党派議連「決議実現をめざす会」では脱炭素宣言をきっかけに風力、太陽光、地熱、バイオなどのクリーンエネルギーへの技術革新を日本全体が取り組むべきとしている。国はグリーン投資への支援を行い産業経済の再生をとのことである。

以下のことを伺う。

- 1 自治体や企業、家庭で出る、生ごみ等や食品廃棄物の削減や再生リサイクルは如何にするのか伺う。
- 2 6Rの進捗はどうか。
- 3 広域組合で処理をしている現状の体制を将来クリーンエネルギーへの転換を図っていくためにはどのような計画を立てるかを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6-1	大石 和央
★件名		学校再編計画について

去る10月、学校再編計画策定委員会による再編計画の素案づくり前の市民意見交換会が9会場で行われた。再編する小学校数は相良・榛原両地区に1校ずつとする、2校案の賛否を問うもの。あわせて学校の位置の大まかな場所の提示及び通学方法が示された。私は極めて限定的な意見交換会であったとの感想を持つ。

学校再編については2019年3月の「教育環境のあり方に関する方針」に基づくものであり、これは「市総合計画」や2016年11月の「公共施設マネジメント基本計画」に沿うものである。確かに各々の計画策定においては市民意見交換会などを開催し、市民参加の手続きを踏んできたと言えなくはないが、果たして合意形成のあり方として妥当であったか疑問である。「教育環境のあり方に関する方針」では、学校再編においては2030年度の開校と小中一貫教育を目指し、学校の規模は1学年3学級以上を基本として、建築後20年間は単学級としないものとしている。この方針が学校再編計画策定において2校案の方向を固定して、先の市民意見交換会ではメインテーマとなった。

そこで非常に重要な計画づくりであることから、以下質問する。

### 1 学校再編における市民合意形成のあり方に疑問

- (1) 学校再編の一連の流れは、広く市民に説明され、参加の機会を多様に提供し、市民の意見を十分に聴くものとする、対話によるまちづくりとしての市民参加手続に適合しているか。
- (2) 市政への市民参加に関する条例が規定する青少年や障害者等の参加にどのような配慮がされたのか。
- (3) 議会や職員の意見等をどのように反映させるのか。

### 2 学校再編におけるまちづくりの視点の欠落

一義的に公共施設マネジメントの視点で学校再編を論ずることは賛成できないが、人口減少時代に地域拠点設定は意義があると考え。そこで都市計画マスタープラン、立地適正計画（策定）との整合性や事前復興計画策定など横断的な計画の連関が必要ではないか。

### 3 公教育の観点から

学校再編について「良い学校」への期待や「わくわく感」など抽象的かつ感覚的に議論することは疑問である。学校再編以前に子どもの人権尊重・保護の促進のため「子どもの権利条約」の完全実施やインクルーシブな教育の実現を目指すべきではないか。果たして学校再編はこのようなことに実効性があるのか。

(質問方式：一問一答)



★通告順位	6-2	大石 和央
★件名		リニア新幹線建設工事について

静岡県は県環境影響評価条例の手続きに基づき J R 東海と対話を進めている。この環境影響評価において両者には認識と見解に相違がある。トンネル工事による大井川水系への影響では、特に流量の毎秒 2 トンの減少や有害物質を含め中下水域の地下水への影響が懸念されている。現在、国の有識者会議で議論されているが、市長の見解を求める。

## 1 現状について

- (1) J R 東海が説明しているトンネル工事における流量減少や中下水域の地下水への影響についてどのようにお考えか。
- (2) 県はこれまで J R 東海に情報開示、地域の実情への理解、科学的根拠に基づく分かりやすい説明による対話を進めているとしている。市は県とどのような関係にあるのか。
- (3) 国の有識者会議のあり方と進行について、感想及び同会議の結論に従うのか。

## 2 市はどのように行動するのか

- (1) J R 東海との直接対話についての市長の考え方。
- (2) リニア推進においては静岡県が建設工事を遅滞させているとの意見がある。市民が現状の問題を把握することは大切だと考えるが、県による市民説明会の開催について伺う。
- (3) 大井川流域市民などによる、「命の水」を守る取り組みを県知事に要望する署名が始まっているが、どのようにお考えか。

(質問方式：一問一答)

12月15日(火)

★通告順位	7-1	藤野 守
★件名		地区支援拠点のあり方について

平成 31 年 3 月、牧之原市自治基本条例推進会議は市に対し「地区支援拠点のあり方に関する提言書」を提出した。これは公共施設の適正化とする一部行政機能を備えたまちづくりセンターを地区の拠点に設置することを提言したものである。主な提言内容として地区支援拠点の創設、依頼業務の見直しと大きく 2 つの内容からなっている。地区支援拠点設置は市長の前回選挙での公約の一つであり、提言によるその後の議論の内容について伺う。

## 1 提言書について

- (1) 提言を受け、その後の議論はどのような内容か伺う。
- (2) 基本的な方針や計画を伺う。

## 2 現在の課題について

- (1) 現在の自治会の組織とその運営について大きな課題は何か伺う。
- (2) 自治会の中で女性の参加、参画についてどのような考えをもっているか伺う。

## 3 今後の取組について

地区支援拠点は小学校区を基本とした10地区で支援するとしている。拠点は現在の小学校区が基礎的な単位として設置されるのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	澤田 隆弘
★件名		市内の公共施設の照明器具のLED化について

現代私たちの生活は電気なしでは成り立たない時代となった。家電、パソコン、工場の機械等々挙げればきりが無い。その中で今回は照明について取り上げる。

牧之原市の公共施設の照明器具について今後大きな問題になろうとしている。

2014年中村修二工学博士がLED電球を発明されてノーベル物理学賞を受賞された。その後赤崎勇、天野浩教授が実用化に向け完成された。このランプは従来の電球と比較すれば「1 明るくて軽い」「2 小容量なので維持費が安価である」「3 電撃ショックを受けなければ寿命が長い」等優れた品である。

市内の公共施設の建物には蛍光灯が多く設置されている。蛍光灯も悪くはないが長時間使用するので耐用年数が短く維持費もかかる。その他にも運動場、体育館、公園や道路等にも照明器具が設置されている。例えば運動場の照明器具は明るさを必要とする為に大容量の水銀灯が設置されている。1ヶ所の照明塔に少ない塔でも8基、多い塔には30基から40基ついている所があり、合計すれば相当の台数になる。体育館も相当数付いていると思われる。

照明器具を扱っている問屋さんの説明によれば、来年度から蛍光灯と水銀灯のランプ類は製造しないと聞いている。このことによりこれからの照明器具の取り扱いが大きく変わってくるものと思う。

牧之原市も建物の照明器具は取り換え工事は進んでいると聞いているが、体育館や運動場の照明器具の処置はどうするのか伺う。

1 公共施設の照明のLED化はどれくらい進んでいるか。

2 これからの対応はどう考えているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-2	澤田 隆弘
★件名		小規模修繕等参加登録制度について

牧之原市内の企業数は 1,551 社。その内 1,109 の中小企業があると聞いている。

今年新型新型コロナウイルス感染症に振り回され市内の企業や中小企業、また小規模なサービス業はコロナのあおりを受けてやむなく廃業に追いこまれたということも聞いている。それぞれの資格を持って活動されていることと思うが、更に視野を拡大されることを願うものである。

市が発注する小規模な修繕・工事（50万円以下）等を、入札参加資格を持たないが技術を持っている小規模事業者を受注の機会を増やしたいという「小規模修繕等参加登録制度」は、創業したてで実績のない事業者や建設業許可の有無も問わない発注により地域経済の活性化（底上げ）につながると考える。

上記のことから、中小・小規模企業への支援について以下のとおり伺う。

- 1 平成29年に制定された「牧之原市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、支援を行っていると思うが、現状と課題について伺う。
- 2 入札参加資格を持たないが技術を持っている小規模事業者を受注の機会を増す「小規模修繕等参加登録制度」を採用する予定があるか伺う。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	9-1	植田 博巳
★件名		コロナ禍の学校教育と学校行事について

新型コロナウイルス感染症拡大により、牧之原市「新しい生活様式」ガイドラインが示され、コロナウイルスに感染しないように生活しているが、県内で複数のクラスターが発生し、県内外の警戒レベルを「4」に引き上げられた。

感染症の拡大で、生活が一変し、経済の混迷など大きな混乱が続いている。この脅威は子どもたちの生活や学習にも大きな影響を与え、本年5月に長期にわたる学校の休校や夏休みの短縮、参列人数を制限した入学式、種目を縮小した運動会・体育大会や旅行先、日程の変更となっている修学旅行など今までに経験したことのない事態が続く、子どもたちのコロナ感染への不安や学業、学校行事への戸惑いなど動揺しているものと推測される。この事態に子どもたちの安全・安心を守り、学業の向上のため先生方は大変なご苦労されているものと思っている。また、児童生徒一人一台のタブレットが配布されGIGAスクールも開始される。

コロナウイルス感染の収束が見えない中、子どもたちの安心・安全の確保及び教育と学校行事等の方向性について伺う。

- 1 コロナウイルス感染の防止から学校の休校や授業時間確保のため夏休みの短縮を始め、入学式、運動会・体育大会、修学旅行などの内容が大きく変わってきた。感染症に対する子どもたちへの安心・安全の取組と心理的影響及び今後の学校行事の方向性について伺う。
- 2 コロナ禍での授業はどのように変化し、GIGAスクールをどう活用していくのか伺う。

3 コロナ禍であっても地元食材を使った「アースランチ」や地域環境を守る「萩間川守り隊」など子どもたちは元気に活動し、地域を守るために取り組んでいる。子どもたちの活動を市はどのように反映していくのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10-1	平口 朋彦
★件名		2020年4月改正(一部2018年含む)の地方自治法への対応は

われわれ地方公共団体は、日本国憲法第92条から第95条までの4つの条文にて地方自治にまつわるその根拠が置かれ、自治の一端を担う長及び議会議員は、「直接これを選挙する」とはっきり謳われている。翻って国政を担う国会議員に関しては、憲法にて「直接選挙する」とまでは明文化されていないことを思えば、いかに地方公共団体の長及び議員が住民からも近しく、また日々の生活に直結した影響の大きな役割であるかの証左とも言えるだろう。また憲法第92条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とある。ここに言う「法律」こそが地方自治法(以下、地自法)であり、その「本旨」が住民自治と団体自治である。全299条にも及ぶ地方自治法の各条項には、他の多くの法律と同じく「しなければならない」や「してはならない」などと厳格に定められているものがある一方、地方の自主性に鑑み、いわゆる「できる規定」とされているものも多い。今回の2020年4月改正は、人口減少社会への的確に対応する「ガバナンスのあり方」として、「長、監査委員等、議会、住民」の4者が、「役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要」という基本的な考え方のもとに定められたものであり、「できる規定」を含め、各地方公共団体には改正の趣旨に則った対応が求められている。

そこで本通告においては主に、改正点である「①内部統制に関する方針の作成等」「②監査制度の充実強化」「③決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備」「④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等」の中から、わが市における対応や考え方について、要点を絞ってお聞きをする。

#### 1 内部統制に関する方針の策定について

地自法上、方針策定と体制整備は都道府県知事及び政令指定都市の長に課せられ、その他の市町村長は努力義務とされている。令和元年7月の全員協議会にて考え方を問うた際には「最終的に国の言う内部統制になり得るかはわからないが」と前置きした上で事務事業についてのマニュアルづくりに言及されていたが、その後の取り組みが見えない。改正地自法の採決時に衆参両院から付帯決議が付され、政府に対し衆院からは「指定都市以外の市町村においても策定及び体制整備の促進」をする旨、参院に至っては「早急に策定されるよう検討を行うこと」とされており、もはや方針策定は全市町村長へ向けた両院からの要請であるとも受け取れる。本市の対応は。

## 2 監査制度の充実強化について

- (1) 改正により、監査基準を策定し公表することが義務付けられ、本市においても、訓令として「牧之原市監査基準」が令和2年4月から施行されている。策定にあたっては国から指針が示され、必要な助言が実施されたと思われるが、基準策定につき本市の監査委員が留意した点をどう聞き及んでいるか。
- (2) 議員のうちから選出する監査委員の選任については、平成30年に義務付けが緩和され、議員選出監査委員（以下、議選監査委員）を選任するか、否かを各地方公共団体の判断により選択できるようになった。議選監査委員に対しての市の考え方は。

## 3 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しについて

今回の改正では、住民訴訟（4号訴訟）によって、首長や職員等に地方公共団体に対する損害賠償責任が発生した場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨を各地方公共団体の条例において定めることが可能になったが、本市では未だ条例化に至ってはいない。かつて、とある市の元市長に対し26億円の賠償支払を命じた判決があるなど、長や職員個人に対しての賠償請求が極めて高額に上る可能性もあり、権限行使を萎縮させる懸念が指摘されているが、本市においても条例で定めておく必要はないか。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	10-2	平口 朋彦
★件名		保有株式についての政策目的と議決権行使について

地方公共団体の保有する有価証券は、地自法第238条に規定された公有財産のうちの第1項6号「株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利」に当るが、リスクを含んだ、いわゆる一般的な資産運用による投資的目的とは違い、地方公共団体の場合、何らかの政策目的により取得、保有すべきものであると考えられる。本来であれば、地自法第235条の4にあるように「確実かつ有利な方法」で運用せねばならないとされる資産を、あえて株式取得に充てている以上、額の多寡を問わず、市益に妥当する目的でなければならぬ。わが市は令和元年度末現在で、5社計2,272万円余の株式を保有している。以上を踏まえ、お聞きをする。

- 1 今一度、株式を保有する5社それぞれに対する政策目的を伺いつつ、持株比率からくる影響力を鑑みその目的を達しているか、また買い増し、売却及び他社の新規取得等、今後の意向をお聞きする。
- 2 地方公共団体が民間企業の株式を保有する意義としては、経営に対し積極的な意思表示をするためであるとも解せる。株主総会にて提案された議案に対し、ときに消極的な賛成あるいは反対をする場合はあるにせよ、白紙という判断をするのであれば議決権の不行使とまではいかずとも、一般投資家とは目的を異にしていること

を思えば、あまり好ましいとは言えない。ある程度、市民の意思が反映され得るような表決をするのが望ましいと思われるがいかがか。

(質問方式：一問一答)